

財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会

福利厚生事業貸付小委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福利厚生事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）要綱第7条の規程に基づき、福利厚生事業貸付小委員会（以下「審査小委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審査小委員会の委員は、運営委員会委員の互選により3名以内をもって構成し、うち1名は運営委員会委員長（以下「委員長」という。）とする。

(権限)

第3条 審査小委員会は、次の各号につき理事長に意見を具申することができる。

- (1) 貸付資金に決定に関する事項
- (2) 福利厚生助成金の決定に関する事項

(会議)

第4条 審査小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、原則として月2回開催し、書面による審査を行う。

(庶務)

第5条 審査小委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。